

## 平成24年第13回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年12月27日（木）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二
11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子	14番	森川 正志
15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	19番	大野 金生
20番	福田 友明	21番	田上 一	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三
24番	徳井 勝美	25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一
28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海
32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋
36番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 井上 清晴 8番 永田 達三 18番 荒木まつ子

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	二階堂 正一郎
主任	宮田 正文	主任	清田 静香	主任	中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

### 議 題

第 70号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 71号	農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 72号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 73号	事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 74号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 75号	農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 33号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 34号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

現在の出席委員は36名のうち、井上委員、永田達三委員、荒木まつ子委員、3名の方から欠席の届けが出ております。33名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第13回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速であります但議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第70号より議第75号まで219件と報告17件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名人は、12番坂西孝之委員と13番本田多美子委員をお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 題

○議長（東 令佐君） それでは、議事に移ります。

議第70号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第70号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。

平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、青野の申請人で、申請物件が中坂門田の田1,159㎡を労力不足と相手方の要望による売買です。

2番、千田川原と伊倉北方の申請人で、申請物件が小島の畑870㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

3番、この申請物件につきましては、平成24年12月21日付で取下げ書が提出されております。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地454㎡を交換するもので、議第75号164番と関連しております。

以上3件、2,483㎡をご提案申し上げます。農地法第3条第2項各号

の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○13番（本田多美子君） 申請理由が労力不足と相手方の要望ということで、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○12番（坂西孝之君） 規模拡大と労力不足による相手方の要望で、何ら問題はなく許可相当と思われます。

○議長（東 令佐君） 4番。

○36番（小田 募君） お互いの耕作便利による交換ですので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、3番を省く3件について原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第70号は3番を省く3件について許可することに決定いたしました。

議第71号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第71号、農地の賃貸借権設定許可申請について、農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田2,399㎡外5筆、計8,713㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

2番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田1,659㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

3番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田1,002㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

4番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田1,551㎡を労力不足と相手方の要望により平成25年1月1日から5年間の契約をするものです。

5番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田272㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

6番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田737㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田556㎡外5筆、計5,619㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から10年間の契約をするものです。

8番、玉名と石貫の申請人で、申請物件が石貫の田2,203㎡外1筆、計4,372㎡を労力不足と耕作便利により平成24年12月27日から10年間の契約をするものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,621㎡外2筆、計2,448㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から10年間の契約をするものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田4,049㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から10年間の契約をするものです。

11番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田2,223㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から5年間の契約をするものです。

12番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,436㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から5年間の契約をするものです。

13番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,830㎡を労力不足と相手方の要望により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

14番、天水町と玉東町の申請人で、申請物件が天水町の畑3,815㎡外1筆、計4,047㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から10年間の契約をするものです。

15番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田970㎡外1筆、計1,954㎡を相手方の要望と規模拡大により平成25年1月1日から10年間の契約をするものです。

16番、下と下小田の申請人で、申請物件が川部田の田488㎡外1筆、計4,137㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から6年間の契約をするものです。

17番、下と下小田の申請人で、申請物件が下の田905㎡外3筆、計4,853㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から6年間の契約をするものです。

18番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園外1,692㎡他1筆、計2,797㎡を労力不足と規模拡大により平成24年12月27日から5年間の契約をするものです。

19番、川部田と下小田の申請人で、申請物件が上小田の畑160㎡外2筆、計3,810㎡を労力不足と規模拡大により平成24年12月27日から10年間の契約をするものです。

20番、川部田と下小田の申請人で、申請物件が下の田905㎡外3筆、計3,431㎡を労力不足と規模拡大により平成24年12月27日から10年間の契約をするものです。

21番、玉名と中の申請人で、申請物件が玉名の田1,903㎡外4筆、計5,925㎡を労力不足と新規就農により平成25年1月10日から10年間の契約をするものです。

以上21件、6万6,865㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可の要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

○33番（谷川文武君） 1番から6番までは関連した土地です。貸すほうは労力不足また借りるほうは相手方の要望ということで、借人は米と苺を栽培されております。所有農地及び小作地を全て耕作されており、労働力及び機械と所有状況また下限面積等も満たされておりますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○19番（大野金生君） 貸人は労働力不足で借人は相手方の要望です。借人は、米と麦を栽培しておられます。また所有地、小作農地の全てを耕作されており、労働力及び機械の所有の状況、下限面積も満たされているので、許可相当と判断します。  
以上です。

○議長（東 令佐君） 8番。

○2番（取本一則君） 貸人は、米と果樹、柿等を栽培しておられましたけれども、最近少し体の調子が悪くなったということで、果樹一本で今後やりたいということで、

水田のほうを借人の方にお願ひしたいということでございます。この借人の方は、今、規模拡大を図りながら息子さんと一緒に稲作をしながら一生懸命頑張っておられます。下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 9番。

○32番（生田三之利君） 貸人は労働力不足ということで、借人は規模拡大です。貸人は借人の叔父さんにあたるということで、かなり高齢でもありますので耕作をお願ひしたいということであります。借人は米と茄子を栽培されており、所有農地の全てを耕作しております。労働力及び機械の所有状況、下限面積も満たされており許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 10番。

○34番（岩永幹生君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大で、借人は米と茄子を栽培されており、下限面積も満たされているので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番、12番。

○21番（田上 一君） 11、12番を説明します。貸方から借方、労力不足と規模拡大、借人のほうは親子3人で頑張っておられるし、何ら問題はあります。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 13番。

○22番（原口邦弘君） 貸人は高齢で、労力不足ということです。借人はハウスで苺栽培と種をつくっておられます。相手方の要望で許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 14番。

○33番（谷川文武君） 貸人は労働力不足で借人は規模拡大です。借人はみかんと梨をつくっておられて、所有農地は全て耕作をされており、労働力、機械の所有状況、また下限面積等も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、15番。

○23番（小路修三君） 借人と貸人は親戚関係でありまして、以前より借人のほうの畑をしており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 16番、17番。

○16番（田辺信之君） 16番と17番、19番、20番関連した事項です。一緒に説明したいと思っております。貸人は労働力不足、借人は規模拡大です。借人は、米、麦、野菜を栽培されており、また、所有地全て耕作されており、労働力及び機械の所有状況、下限面積も満たされていますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 18番。

○35番（池本信秋君） 貸人は労働力不足で借人は規模拡大です。借人は米とみかんを

栽培されておられます。所有農地及び小作農地も全てを耕作されており、何ら問題  
はございません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 21番。

○3番（清田順次君） 貸人は労働力不足ということ、借人は新規就農というふうなこ  
とです。現在会社役員をやっておられますが、前々からちょっと農業にも興味があ  
られるということで、夫婦とともに水田を、稲作をやられるというようなことでご  
ざいます。機械等は貸人の機械を借りて新規就農したいというようなことでした。  
許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○20番（福田友明君） 16、17、それから19、20番ですかね。この経営面積  
が6万6,114㎡と、下のほうが6万9,807㎡、同じ経営者ですが、これは何  
で違うんですか。説明願います。

○事務局（宮田正文君） 19番、20番について、新規の経営面積を含んだところで  
記載しておりましたので、訂正をお願いします。すみません。

○33番（谷川文武君） 21番の中無田とこれは何て読むんですかね、カンドリです  
か。これはどこにある田んぼですか。

○2番（取本一則君） 勘取は、竹水苑の裏ぐらいのところですか。それと新幹線のちょ  
っとこっち、西側ぐらい。

○議長（東 令佐君） よろしいですか。ほかに、ございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること  
に異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第71号は許可することに決定いた  
しました。

議第72号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題とい  
たします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第72号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農  
地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可す  
るものとする。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、小島町の申請人で、申請物件が小島の田3,341㎡外19筆、計2万5,  
430㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年1月1日から20年間契約



をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田5,411㎡外2筆、計1万2,026㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年12月27日から10年間契約をするものです。

3番、中と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,136㎡外3筆、計4,424㎡を労力不足と規模拡大により、平成25年1月1日から20年間契約をするものです。

4番、福岡市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田977㎡外3筆、計3,243㎡を労力不足と規模拡大により平成25年1月1日から20年間契約をするものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田40㎡外1筆、計1,408㎡を未相続農地の更新で、平成25年1月1日から10年間契約をするものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が北牟田の田9,577㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年12月27日から20年間契約をするものです。

7番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田2,876㎡を農業者年金受給に伴う再処分で、平成25年1月1日から10年間契約をするものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田5,616㎡外7筆、計1万8,178㎡を農業者年金受給に伴う再処分で、平成25年12月27日から10年間契約をするものです。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田453㎡を農業者年金受給に伴う貸付地返還で、平成24年12月27日から14年間契約をするものです。

10番、上小田と下小田の申請人で、申請物件が上小田の畑841㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年12月27日から6年間契約をするものです。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,201㎡外8筆、計8,270㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年1月18日から25年間契約をするものです。

以上11件、8万6,726㎡をご提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後全ての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

○11番（竹下宏介君） 農業者年金受給のためで、再設定です。よって許可相当と判

断します。

○議長（東 令佐君） 2番。

○28番（三川 了君） 農業者年金受給に伴う経営移譲ということで、何ら問題なく、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3、4、5番続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 3番、4番は親戚関係にあって労力不足と規模拡大です。5番は規模拡大で農協勤めで頑張っておられます。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 6番。

○25番（田上 均君） 申請人の農業者年金受給のための賃借権の再設定に伴うものです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 7番。

○21番（田上 一君） これは親子関係になりまして、おやじさんが年金受給のための再設定で、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 8番、9番続けてどうぞ。

○28番（三川 了君） 申請人は親子関係で、8番の案件については再処分による農業者年金受給のためであります。9番についても貸付地返還による農業者年金受給のための申請であり、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 10番。

○16番（田辺信之君） 10番の案件は先ほど申し上げました8ページの16と17、そして20番と関連しています。貸人労力不足、借人は相手方の要望ということで、下限面積も満たしています。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番。

○36番（小田 募君） これは農業後継者であり、農業者年金受給のための再設定ですので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

○14番（森川正志君） この8番の案件ですね、親子関係と言われましたけれども、18歳しか違わない。

○28番（三川 了君） 娘婿さんで、養子です。

○14番（森川正志君） はい。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○33番（谷川文武君） ちょっと備考のところに再処分というのとはどがんことですか。

○事務局長（永井正治君） 通常は、経営移譲する場合に10年以上の設定をして、その期限が切れて、新たに同じ人とする場合には再設定ということになります。再処

分といいますのは、経営移譲して後継者に貸し付けた農地、特定処分の対象農地で、この農地を動かすと年金支給停止になります。その特定処分農地を解約して第三者へ、10年以上貸し付けると、その時点で特定処分農地から除外されます。今回の場合は第三者に貸し付けた分を一旦解約して本人が返ってきております。その農地を新たに後継者に貸し付けると、これが特定処分対象農地ということになりますので、再設定じゃなくて再処分という表現をとらせていただいております。今回この土地を10年契約してありますので、それが過ぎれば再設定という今度は表現になってきます。

それと、8番につきましては、後継者に経営移譲されておりましたけども、お孫さんにあたる方が、その農地の一部に個人住宅を建てられると、分家住宅といいますか、そういうことで、その時点で全部解約をされまして、個人住宅の転用許可が下りております。それで新たに今度は息子さんへの経営移譲という形になっておりますので、今回また10年間は特定処分農地として対象となりますので、表現として再処分という表現をしております。ですから8番も10年後の新たに貸し付けされる場合は再設定という表現になります。ちょっとわかりづらくなりましたが、よろしいでしょうか。

○議長（東 令佐君） よろしいでしょうか。では、ほかに質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第72号は許可ということに決定いたしました。

議第73号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第73号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が岱明町の田461㎡で、当初計画者は平成24年8月に共同住宅として転用許可を受けました。共同住宅建設を依頼していた業者が当初計画と異なる話をしてきたため、業者にその不信感を抱き契約解除を行われました。その代

わりに太陽光発電による売電収入の増加を図るということで、今回変更されるものです。

以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

○19番（大野金生君） 先ほど説明ありましたように、この土地は既に農地転用許可後の事業計画変更です。共同住宅建設から太陽光発電を設置して売電により申請人の収入を安定させるものです。

申請地は、申請人住居の隣で管理しやすいメリットがあり、また周囲には共同住宅やその他の障害物もないことから、太陽光発電を行うのに適した土地であるため、今回の変更申請となっております。

雨水については、自然浸透となっております。工事に際しては被害が出ないように準備されており、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第73号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第74号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第74号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、この物件につきましては、平成24年12月21日付で取下げ書が提出されております。

2番、使用貸借の物件で、申請物件が溝上の田204㎡で、転用目的が自動車整備工場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで例外的に許可が可能であります。

3番、申請物件が宮原の畑397㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が滑石の畑105㎡で、転用目的が建築設計事務所です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が宮原の畑298㎡で、転用目的が1棟の建売住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が大倉の畑2,118㎡で、転用目的が68.84KWの太陽光発電施設です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が築地の田68㎡外1筆、計198㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内的の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が両迫間の田537㎡で、転用目的が個人住宅及び倉庫です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が築地の畑31㎡外1筆、計632㎡で、転用目的が個人住宅及びピアノ教室です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内的の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が築地の畑664㎡で、転用目的が2棟の建売住宅及び通路です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内的の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が六田の田236㎡外1筆、計414㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が六田の田194㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が石貫の畑314㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、農用公共工事の対象になっていない10ha未満の小中間の生産力の低い農地で、

第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が岱明町の畑303㎡外1筆、計372㎡で、転用目的が4世帯の共同住宅及び10台分の駐車場です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が岱明町の畑823㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

16番、申請物件が岱明町の畑57㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

17番、申請物件が山田の田278㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

18番、申請物件が岱明町の畑173㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

19番、申請物件が岱明町の畑271㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育、医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

20番、申請物件が山田の田1,445㎡外1筆、計1,928㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上19件、9,977㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

1番は取り下げられておりますので、受付番号2番より、順次担当委員の説明をお願いします。

○17番（鎌本勝利君） 申請地は現在も住居に隣接しており、申請者の母親名義の土

地であり、自動車修理業を営むのに最適な条件の場所であるためです。現在は田であり、円型擁壁に1.2mを設置し、U字溝を備えるなどして近隣への被害防止を行い、雨水はU字溝に流し、汚水は3槽式の浄化槽に流します。給水は自宅より調達する計画です。申請地周辺は、自分の家の畑ばかりで日照、通風、耕作などは特に問題なく思われ、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 3番。

○12番（坂西孝之君） 3番、5番関連ありますので続けて説明します。3番は個人住宅でございます。申請地の西側に側溝がございまして、汚水はそこに接続しようということでございます。給水は上水道が通っていますので、それを利用するというでございまして、何ら問題なく許可相当と判断します。

5番ですけれども、同じ敷地内にございまして、これも東側に側溝がございまして。北側には県道、側溝がございまして、県道に土砂流出ば防ぐために、ブロック等を積んで流出を防ぐということでございます。何ら問題はなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 4番。

○6番（鶴田克士君） 申請人は建設事務所を計画しておられまして、日頃近くに土地を見つけておられましたが今回の土地がございましたので、そこを相談されまして事務所を建てられる計画でございます。事務所の広さは16.56㎡でございます。生活排水は自宅が30mと近いところにありますので、トイレ等は使用しません。雨水は自然排水池により側溝に流すということでございます。周辺は集合地であり被害の発生もないと思われまますので、もし被害が発生した場合には責任をもって対処されるということでございますので、農地の転用許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 6番。

○14番（森川正志君） これも太陽光パネルを設置して売電目的の電気を出す施設。この土地は県道の南側にあたり、高台になっておりますので、雨水等の雨水は自然浸透になっております。それと近辺は、農地でありまして、この太陽光パネルの高さが1.5mぐらいで日照とか風通しは別に問題ないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 7番。

○4番（西川英文君） 現場は西南高校の南側のほうに位置するところですので、東側のほうに市道に面しておりますので、生活雑排水は市の下水道へ接続するというです。それから周辺にはブロックで防護柵をつくりまして、周辺に水が流れないようにするということと、また敷地内は砂利または芝生を生って自然浸透させるということでございますので、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 8番につきましては、申請者が農業委員本人となっておりますので、あとで説明をお願いいたします。

9番、10番を続けてお願いいたします。

○4番（西川英文君） 9番、10番につきまして説明いたします。まず9番ですけども、これは太陽自動車学校のすぐ東側のほうの農地で、東と西に市道が通っています。それに上下水が通っていますし、それに生活雑排水は接続をするということです。9番のはピアノ教室を開きたいということだそうですので、5台分の駐車場をつくるということで、そこは採石を敷き雨水は自然浸透ということで、これも許可相当と判断します。

それから10番ですけども、10番は9番のすぐ横ですね、東側の方で建売の2棟ということですけども、ここも上下水が通っておりますし、それに接続ということと、進入路は舗装工事をするということですので、周辺には被害は及ばないと思ひまして、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番、12番。

○3番（清田順次君） 当該地域は六田です。当然宅地基盤というふうなことで、上下水道、側溝等完備しておりますので、現状も周辺には農地はないというふうな状況です。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 13番。

○2番（取本一則君） 譲受人は、現在アパートに奥さんと2人住まいです。まだ若いということですが、将来子どもさんもできたらということ、個人住宅を探しておられるということですが、この土地の周辺は市有地農道の玉名八女線、また広域農道がすぐ近くです。またすぐ近くには小学校もありますので、交通の便がいいということで選定されたようでございます。現在その土地の西側には市道が通っております。その市道には上水道が埋設されており、道路から1mぐらい現在高くなっておりますので、三方にL型擁壁で土積みをして雨水あたりを周辺の道路には出さないということでございます。汚水につきましては、合併浄化槽で処理し路面の市の側溝に放流するということです。雨水については、雨水枡を設けまして地下浸透させるということでございます。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 14番。

○23番（小路修三君） 南と北には家が建っており、今、真ん中が空いていたところでございます。集合住宅ということで、建てたいということでございます。給水は市の上水道、雨水は東側の指定道路の側溝に放流ということで、汚水は公共下水道に放流するということ、造成は必要がないので心配がないということです。建設中



の土砂の流出には気をつけるということでございますので、何ら問題はないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 15番は始末書が添付されております。始末書の朗読を事務局よりお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 15番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） では、担当委員の意見をどうぞ。

○24番（徳井勝美君） 今、事務局のほうから朗読がございましたとおり、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 16番、これも始末書が添付されております。事務局。

○事務局（二階堂正一郎君） — 16番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） では、担当委員お願いします。

○20番（福田友明君） 譲渡人は譲受人の実の兄であります。敷地が手狭なため宅地の西側57㎡の宅地拡張ということであります。軒先が既に現地に出ており、先ほど事務局からの朗読がありましたとおり、始末書が提出されております。建物の点検補修のために必要であります。それから、隣地との境ですが、ここにブロック積みをする計画でありまして、周辺地域の被害はないものと認め、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 17番。

○4番（西川英文君） 現場は山田の市営住宅のすぐ近くです。東側の道路には上下水が通っておりますし、生活雑排水はそれを利用するということです。雨水は雨水枡を利用して、側溝に流すとともに宅地外に流出しないようにブロックで周りを囲うと、そして自然浸透させるということでございますので、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 18、19番続けてどうぞ。

○22番（原口邦弘君） 18番、19番説明をいたします。18番は譲渡人と譲受人は祖父と孫になります。申請人は現在周囲のアパートに両親と5人で住んでおります。現地は小学校、中学校も近く交通の便もよく、住む環境に最適です。今回は祖父所有の土地分筆贈与してもらいよって、個人住宅を建設するものです。給水は上水道を使用しますが、下水道はまだ整備されておらず、浄化槽を設置して道路側溝に放流をいたします。雨水は貯枡を設けて側溝に接続するという事です。周辺には耕作されている農地はなく、近隣への被害はないというふうに思います。許可相当と判断します。

それから、19番です。これも個人住宅の申請です。申請人は現在民間アパートに住んでおります。子ども3人の5人家族です。今回高道の分譲地の話があり、現地を見て決定をいたしました。小学校、中学校ともに近くにあるということで、安

心して住めるため申請をした次第でございます。現地270㎡に2階建て148㎡の個人住宅を建設するものです。給水は上水道を利用し、生活排水、汚水は下水道を利用します。雨水は雨水枡により側溝に流すということで、分譲地のちょうど中間になりますので、周辺への被害はないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、20番。

○4番（西川英文君） 現地はもう耕作放棄地です。田んぼが生い茂って。そこに資材置場、要するに砂を入れると。山田の農地街道ということで現場を見に行きました。構築物は一切つくらないということです。周囲はもう山ですし、手前は譲受人の資材置場です。面積も100坪ということだから問題ないと思って、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

○33番（谷川文武君） 6番は先月申請してあった方ですか。

○事務局長（永井正治君） 同じ人です。場所が違います。

○33番（谷川文武君） この2,000㎡と473㎡の土地は、これは何KWぐらい規模の太陽光設備ですか。

○事務局長（永井正治君） 68.84KWです。

○議長（東 令佐君） ほかに、ございませんか。

○33番（谷川文武君） 15番の始末書について、これは大体いつ頃埋め立ててあったんですか。

○事務局次長（西村則義君） もう30年くらい前はああいった状態になったように思っております。

○議長（東 令佐君） ほかに、ございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第74号の1番、8番を除く18件について許可相当と意見決定することに決定いたしました。

8番につきましては、申請人が農業委員さん本人となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので退席お願いいたします。

— 16番田辺信之委員退室 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山近信君） 現地は新玉名駅から約500m東側に位置しています。新幹線の架橋の北側の下で、転用面積が500㎡以上あるんですけど、農地としての利用価値がないとのこと。よって宅地、倉庫、駐車場、家庭菜園などに利用する

ということでございます。給排水は上水道と公共の下水道がきてますので、これを利用するということです。それから雨水は地下浸透による排水、現地に確認してきたところ許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許申請8番について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第74号の8番について許可相当と意見決定することに決定いたしました。

— 16番田辺信之委員入室 —

議第75号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第75号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。23ページから36ページまでの164件の集積です。所有権移転が4件の1万2,244㎡、利用権設定が160件の44万7,037㎡、合計164件の45万9,281㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、提案申し上げております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。ご意見、質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画（案）の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第75号は原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

### 3. 報告

○議長（東 令佐君） 報告第33号、報告第34号について、事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 37ページをお願いします。

報告第33号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、16件の解約の通知を受理しております。

続きまして、41ページをお願いします。

報告第34号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設の1件の届けを受理しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告が終わりました。

質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日の予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

### 4. その他

○議長（東 令佐君） その他で何かございませんか。

○20番（福田友明君） 議題73号の事業計画変更承認申請というのがありましたよね、先ほど。その中で届けが8月だったんですかね、申請して、今回は太陽光発電に変更になったと。約5カ月ですよ。大体事業変更するときは、期間はどのくらいだったら許可案件になるのかなと思って。

○事務局長（永井正治君） 変更の期間ですか。いろいろあります。1年前、2年前のこともありますし、こうやってすぐ出てくることもあります。一旦許可が下りてますし、事業計画変更で新たに变更される案件が許可相当の案件であれば、提案して事業計画変更しております。例えば、もう数年前のやつでそのままの状態、例えば個人住宅を建てる予定で土地を購入して建てようと思ったところ、景気が悪くて資金計画が立たなくなるといことで2年も3年も前のが新たに別の事業者で事業計画変更が出てきた案件もありますので、この辺の期間については、期間の定めというのは設けておりません。本来ならば取得後1年以内には執行しないといけないとい

う許可の要件がありますので、内容を精査して、提案させていただいています。

○20番（福田友明君） そういう場合は、指導はされているんでしょう。通常1年以内に計画立てて実行しなかった場合は指導するということ。

○事務局長（永井正治君） 一応、転用許可証の発行のときに進捗状況報告を提出するようという指導をしています。その辺は事務局のほうも、完了届までがこの4条5条の仕事ということで、徹底するように指導しております。

○20番（福田友明君） よろしく願いしておきます。

○議長（東 令佐君） ほかに、ございませんか。

○25番（田上 均君） 今、選挙人名簿を各農家に配付されてとるですね。あの中で耕作面積を書く欄があるでしょうが。あの中で畝数表示が、アール表示にしてあるわけです。その裏側に記入説明を書いてある。あえて一番上の段に畝数表示をしてあるのは何か考えがあってしてあるのか。

○事務局長（永井正治君） 様式で選挙人名簿の登載申請書を説明する冊子があって、その中に様式Aというのがあります。それをそのままです。それで後ろの説明書というのは少し変えている部分がありますけれども、表の畝数とかそういったところは、その様式をそのまま使っております。

○25番（田上 均君） 農家台帳は㎡で全部されとつでしょう。あえて、その畝数表示がな、いいのかどうかたいな。年寄り用でしてあるのか。

○事務局長（永井正治君） 多分ですね、今おっしゃられた年配の方は、㎡とかそういったのより、何反とか何畝のがわかりやすいということで、今の書式で協議されたかと思います。今度、来年度はまた11月に説明会がありますので、そういったときに県のほうにもちょっと話をしてみます。

○議長（東 令佐君） ほかに、ございませんか。

○14番（森川正志君） 賃貸借権設定でお尋ねします。第71号かな、これが、米の場合は、60キロか120キロ倍というので出てるじゃなかですか。それと、現金にしては1万円から1万8,000円、これは上限下限が決まっとるわけですか。その土地に対して。

○事務局長（永井正治君） 前は、上田、中田、下田という表示で、その単価が決まっておりますけれども、今はそれはもう廃止しております、個人の話し合いの中で取り決めるようにということになっております。ですから、ちょっとばらつきが出てきております。

○議長（東 令佐君） よろしいですか。

## 5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、第13回農業委員会総会を閉会します。慎重なる審

議誠にありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 2 9 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年12月27日

玉名市農業委員会会長                      東 令佐

農 業 委 員                                      坂西 孝之

農 業 委 員                                      本田 多美子